

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第16号

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第6の4（第21条の12関係） 土壌の汚染状況の評価に係る基準値				別表第6の4（第21条の12関係） 土壌の汚染状況の評価に係る基準値			
番号	有害物質の種類	土壌溶出量基準値	土壌含有量基準値	番号	有害物質の種類	土壌溶出量基準値	土壌含有量基準値
(略)				(略)			
11	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.01ミリグラム</u>		11	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.03ミリグラム</u>	
(略)				(略)			
13	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつき カドミウム <u>0.003ミリグラム</u>	土壌1キログラムにつき カドミウム <u>45ミリグラム</u>	13	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつき カドミウム <u>0.01ミリグラム</u>	土壌1キログラムにつき カドミウム <u>150ミリグラム</u>
(略)				(略)			

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。